

漁業協力に関する韓国側の対案(39.3.2/提示)について
39.3.24

1. 韓国側が前2回(3月16日及び19日)の会談において、当方の提示した漁業協力実施の基本的原則(民間純商業ベースによる。)について同意したにもかかわらず、3月11日の韓国側提案(政府向の長期低利借款)と同一内容の対案を再び提示したことは、極めて遺憾であり、韓国側の意図が到底に存するか了解に苦しむところである。
2. 韓国側対案(39.3.2/)についての日本側の考え方は、第4回会談(3月16日)において当方より示したところ(別紙4)と同様であり、もし韓国が同国側提案(金利3.5%償還期間3年据置後7年)の如き長期低利の政府向借款に固執するのであれば、そのような借款は37年末大蔵の合意とみた有償経済協力(2億ドル)または、無償経済協力(3億ドル)から供与するのが妥当である。
3. 日本側において考慮する漁業協力の内容は、3月19日

の会談において、当方よりその性格を明らかにし、韓国側
の同意を得たとありの通りであり、(別紙(2)参照)。もし、韓
国側がこの前提条件を完全に了承しているのであれば、
今後漁業協力について又々方の話し合いを進める
ことは不可能である。